

事前評価表

整理番号	1
------	---

地域（地区）名	ひわ 比和・新庄線（君田・布野区間） しんじょうせん きみた ふのくかん	事業名	山のみち地域づくり交付金
計画策定主体	広島県	対象市町村	みよし 三次市
事業実施期間	R7年度～R11年度（5年間）	事業実施主体	広島県

事業の概要・目的	本地区が所在する三次市は、中国地方のほぼ中央に位置し、北には島根県飯石郡飯南町・邑智郡美郷町・邑智郡邑南町、西は安芸高田市、東は庄原市、南は東広島市・世羅郡世羅町・府中市に接している。年間平均気温は 13.5℃、年間平均降雨量は 1,467mm であり、冬季には多量の降雪がある豪雪地帯である。総人口 47,817 人のうち、65 歳以上の人口が 17,684 人で、人口の約 37% を高齢者が占めている。 本地区の利用区域内の森林面積 963ha は全てが民有林であり、そのうち人工林面積は 591ha（人工林率 61.3%）となっている。人工林については、7 齢級以上が 544ha（人工林の 92.0%）と森林資源は成熟しつつあり、早急な施業が求められているが、近年、林業従事者の高齢化や林業での利益確保が難しいことによる森林施業への意欲減退により、林業・林産活動は低迷している。加えて、本地区内の多くの既設道において、幅員が狭小であり、基幹となる路網が整備されていないことが、効率的な森林施業の実施に支障をきたしている。 このため、生産・生活基盤の根幹となる本路線の整備により、既設の幹線林道や国道および県道と接続する骨格的な路網を形成することで、効率的な森林整備の実施や大型車による林産物の運搬等を可能とするほか、地域住民の交通の利便性を向上させ、林業・山村地域の振興・活性化を図ることが必要である。 本事業は、木材資源の利用を促進するために、地域の幹線となる林道を整備するものである。利用可能な木材資源について、路網が未整備であるために木材利用が困難であったことを鑑みて、林道開設に伴い増加が見込まれる森林整備量の増加を指標とし、本事業計画期間内に過去 5 年間（R2～R6）で実施した森林整備面積以上の面積を整備することを数値目標とする。
事業内容・事業費	路網整備：林道開設 L=1,893m、W=5.0m 総事業費：2,644,930 千円（税抜き：2,404,482 千円）
費用便益分析結果	$B/C = 1.02$ （総便益（B）＝ 8,042,734 千円、総費用（C）＝ 7,894,226 千円）

評価結果	必要性： 森林整備による持続的な林業経営の確立や公益的機能の持続的な維持・発揮及び、地域住民の交通の利便性の向上が求められており、事業の必要性が認められる。 効率性： 費用便益分析の結果から、事業の効率性が認められる。また当該路線については、（旧）緑資源機構により 2,793mが既に開設されているところであるが、広島県が事業を承継するにあたって事業計画を見直し、道路法線の変更や幅員の変更等によりコスト縮減に努める。 有効性： 本事業で路網整備を行うことにより、既設の幹線林道や国道及び県道と接続する骨格的な路網が形成され、効率的な森林整備の実施や大型車による林産物の運搬等が可能となるとともに、地域住民の交通の利便性の向上に寄与することが期待される。また本地区は本県の木材生産拠点の一つであり、森林整備の効率化により、将来にわたる優良な県産材の安定供給も期待されることから、事業の有効性が認められる。
------	---

令和6年度 山のみち地域づくり交付金事前評価実施地区 一覧表

整理 番号	都道府 県名	事業実施 地域(地区)名		事業実施主体	総便益 B		総費用 C	分析結果	I 必須事項						II 優先配慮事項										備 考	
					種 類	(千円)	(千円)	B/C	1	2	3	4	5	6	1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等								
		(1)													(2)	(1)	(1)	(2)	(3)							
		①	②																①	②	③	④	⑤			
1	広島県	三次市	きみたかの 君田・布野	広島県	①	0	7,894,226	1.02	○	○	○	○	○	○	B	A	B	A	B	B	B	A	B	-	A	総事業費 路網整備 2,644,930千円
					②	0																				
					③	0																				
					④	690,757																				
					⑤	4,059,413																				
					⑥	3,292,564																				
					⑦	0																				
					⑧	0																				
					⑨	0																				
					⑩	0																				
					⑪	0																				
					計	8,042,734																				

【記載要領】

- 1 整理番号欄には、事業別に地域(地区)の通し番号を記入する。
- 2 事業実施地域(地区)名欄には、対象となる森林計画区名を記載する。(地区名は事業計画に記載している場合のみ記載する。)
- 3 総便益の内訳については、便益の種類の番号(①水源涵養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)に応じて記載する。
- 4 備考欄には、森林整備、路網整備ごとの総事業費(事業期間に必要な経費)を記入する。
- 5 複数地区がある場合は別紙1ー2のシートを複製して作成する。複製する場合は地域名をシート名に記入する。(例「別紙1ー2.〇〇」)

令和 6 年度新規採択チェックリスト
(山のみち地域づくり交付金)

事業名	山のみち地域づくり交付金	都道府県名	広島県
地区名	きみた・ふの 君田・布野	計画作成主体	広島県
		計画期間	R7 ～ R11

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が 明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。	☒
2. 技術的可能性が 確実であること	地形、地質、地理状況等から判断して、当該事業の実施が技術的に可能であること。	☒
3. 事業による効率性 が十分見込まれる こと (効率性)	費用便益分析の結果が 1.0 以上であること。	☒
4. 事業の採択要件を 満たしていること	事業実施要綱、要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒
5. 事業による効果の 発現が図られるこ と (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力から判断して事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	☒
6. 自然環境の保全、 景観への配慮が図 られること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	☒

注) ・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	①健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～Ⅻ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	B
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				－	本評価項目に該当しない。	
		②効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	A
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				－	本評価項目に該当しない。	
	(2)山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	B	
			B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
			－	本評価項目に該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。	A	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	B	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
			－	本評価項目に該当しない。		
	(2) 木材の有効利用	木材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 （ア）木材を利用した土留工等の設置を計画している。 （イ）木材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	B	
			B	上記Aには該当しないが、木材を利用した計画である。		
			－	本評価項目に該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	B
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	A
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A	直近3か年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。	B
				B	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。	
				C	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。	
		④他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	—
				B	他事業と連携について調整中である。	
				—	本評価項目に該当しない。	
		⑤他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	A
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
				—	本評価項目に該当しない。	

**チェックリストの判定基準
(山のみち地域づくり交付金)**

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、地域森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	次の全てに該当すること。 ・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。 ・ 関係者の経費負担能力があること。 ・ 地区内におけるこれまでの森林整備の実績、施設の利用状況から見て、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。
6. 自然環境の保全、景観への配慮が図られること	次の事項に該当すること。 ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業であることや必要に応じて景観への配慮が図られること。 ・ 路網整備等にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設整備が図られること。また、早期緑化等の取組、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。

山のみち地域づくり事業計画図
【広島県：林道比和・新庄線（君田・布野区間）】

全体延長 8,050m

既設 2,793m

山のみち 5,257m

茂田工区

樫田工区

明谷工区

R7～R8 整備予定
新設(トンネル) 509m

R7～R11 整備予定
新設 300m

既設 1,177m

完成 1,140m

完成 75m

R7～R11 整備予定
新設 851m

R7～R11 整備予定
新設 233m

既設 568m

完成 582m

既設 1,048m

完成 1,567m

凡 例	
	既設区間
	幹線林道区間
	利用区域
	一般公道

幹線林道 比和・新庄線 布野・作木区間

市場(三次木材共販所)までの距離 20km

県道456号線

国道54号線